

熊本県いぐさ・畳表活性化連絡協議会規約

(名 称)

第1条 この組織の名称は、熊本県いぐさ・畳表活性化連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 この協議会は、熊本県内のいぐさ・畳表関係機関相互間の協調を図り、生産・流通・販売に関する事業を集約的に実施し、いぐさ・畳表産地の活性化と安定的振興に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 この協議会の事務局は、八代市農林水産部農業振興課内に置く。

(事 業)

第4条 この協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) いぐさの増産並びにその栽培技術の向上に関すること
- (2) い製品の改良並びにその製織技術の向上に関すること
- (3) い製品の販路開拓に関すること
- (4) い製品の調査研究宣伝情報及び連絡に関すること
- (5) 関係官庁との密接な連絡並びに意見の具申に関すること
- (6) その他協議会の目的達成に必要な事業

(組 織)

第5条 この協議会は、別表1に掲げるいぐさ・畳表に関係のある生産、流通、販売機関及び行政機関等を以って組織する。

(役 員)

第6条 この協議会の委員は、前条に掲げる関係機関等の代表者を以って構成する。

2. この協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

(役員を選任)

第7条 役員を選任は総会の議決により選出する。

2. 会長、副会長並びに監事は、協議会委員の互選とする。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員が退職等により役員を失った場合は、当該役員の後任者に当たるものがその役職を引き継ぐ。ただし、その役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第9条 会長は協議会を代表し、業務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は、あらかじめ会長が定めた順序に従い、その職務を代行する。
3. 監事は、業務及び会計を監査する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置く。

2. 顧問は、関係市町村の首長、学識経験者を以って充てる。
3. 顧問は、会長の諮問に応ずる他、随時会議に出席して意見を述べるができる。但し、表決に加わることはできない。

(会議招集)

第11条 この協議会は、会長が招集し会議の議長となる。

(総会)

第12条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

2. 臨時総会は会長が必要と認めたとき開催する。

(総会議決方法)

第13条 総会は、委員の過半数以上に当たる委員が出席しなければ開くことができない。

但し、委任状については、これを出席とみなす。

2. 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会議決事項)

第14条 この規約において定める事項のほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算の決定
- (3) 事業実績及び収支決算の承認
- (4) その他協議会が必要と認めた事項

(幹事会)

第15条 この協議会に、第2条の目的を達成するため幹事会を置くことができる。

(幹事会の組織)

第 16 条 幹事会の幹事は、別表 2 に掲げる者を以って充てる。

(幹事会の任務)

第 17 条 幹事会は、次に掲げる業務を任務する。

- (1) 生産振興に関すること
 - (2) 流通販売に関すること
 - (3) 需要拡大に関すること
2. 幹事会は、前項の業務を達するため、必要に応じ、プロジェクトチームの結成及びアドバイザーの招へいを行うことができる。

(幹事会役員及び選任)

第 18 条 幹事会に幹事長 1 名、副幹事長 2 名を置く。

2. 幹事長、副幹事長は、幹事の互選とする。
3. 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長が事故ある時は、あらかじめ幹事長が定めた順序に従い、その職務を代行する。

(幹事会役員の任期)

第 19 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員が退職等により役員を失った場合は、当該役員の後任者に当たるものがその役職を引き継ぐ。ただし、その役員の任期は前任者の残任期間とする。

(幹事会の招集)

第 20 条 幹事会は、幹事長が招集し、会議の議長となり協議事項をとりまとめる。

(事業年度)

第 21 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会 計)

第 22 条 この協議会の経費は、別表 1 に掲げる関係機関等の負担金及び補助金、寄付金その他を以ってこれに充てる。

2. 前項の負担金の金額及び徴収時期、方法、その他必要な事項は総会において定める。

(雑 則)

第 23 条 その他協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この規約は、平成 18 年 10 月 26 日より施行する。
2. 平成 18 年度の事業年度は、平成 18 年 10 月 26 日から翌年 3 月 31 日までとする。
3. 平成 23 年 5 月 24 日改正。

4. 平成 26 年 11 月 4 日改正。

(別表1) 熊本県いぐさ・畳表活性化連絡協議会の組織

機 関 名	備 考
生産者 八代地域農業協同組合 熊本宇城農業協同組合 球磨地域農業協同組合 熊本県い業生産販売振興協会 熊本県い業協同組合 熊本県藳製品卸商業協同組合 私設市場会 J A い原草入札協力会 熊本県畳工業組合 八代支部 熊本県織機組合 熊本県整経振興会 熊本県農林水産部農産園芸課 熊本県農業研究センター アグリシステム総合研究所 熊本県関係地域振興局 宇城市 氷川町 あさぎり町 八代市	

熊本県いぐさ・畳表活性化連絡協議会委員

機 関 名	所属役職名	備考
生産者代表	生産部会長	
八代地域農業協同組合	副組合長	
熊本宇城農業協同組合	組合長	
球磨地域農業協同組合	組合長	
熊本県い業生産販売振興協会	会長	
熊本県い業協同組合	理事長	
熊本県藺製品卸商業協同組合	理事長	
私設市場会	会長	
J A い原草入札協力会	会長	
熊本県畳工業組合	八代支部長	
熊本県織機組合	組合長	
熊本県整経振興会	会長	
熊本県農林水産部農産園芸課	農産園芸課長	
熊本県農業研究センター い業研究所	所長	
熊本県関係地域振興局	県南広域本部農林水産部長	
宇城市	経済部長	
氷川町	農業振興課長	
あさぎり町	農業振興課長	
八代市	農林水産部長	

計 19名

(顧 問)

八代市	市長	
宇城市	市長	
氷川町	町長	
あさぎり町	町長	

(事務局)

熊本県い業生産販売振興協会	
八代地域農業協同組合	
県南広域本部農林水産部農業普及・振興課 (熊本県農産園芸課)	
氷川町農業振興課	
八代市農林水産部農業振興課	

(別表2) 熊本県いぐさ・畳表活性化連絡協議会幹事会員

機 関 名	所属役職名	備 考
生産者代表	八代地域	
〃	〃	
〃	宇城地域	
〃	球磨地域	
八代地域農業協同組合 営農部	営農部長	
〃 い業センター	い業センター長	
熊本宇城農業協同組合	果樹特産課	
球磨地域農業協同組合	営農企画課	
熊本県い業生産販売振興協会	事務局長	
熊本県い業協同組合	検査部長	
熊本県蘭製品卸商業協同組合	理事長	
〃	専務理事	
私設市場会	会長	
〃	書記	
J A い原草入札協力会	副会長	
熊本県畳工業組合	八代支部長	
熊本県織機組合	組合長	
熊本県整経振興会	会長	
熊本県農林水産部農産園芸課	農産園芸課課長補佐	
熊本県農業研究センター い業研究所	いぐさ研究室長	
〃	いぐさ普及指導室長	
熊本県関係地域振興局代表	普及振興課長	
宇城市	農政課長	
氷川町	農業振興課長	
あさぎり町	農業振興課長	
八代市	農業振興課長	

計 26名